

令和3年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明項目

1	組織の概要	・・・	1
2	令和3年度予算の概要	・・・	5
3	事務事業概要	・・・	9
	戦略企画総務課、秘書課、行幸啓課、企画課、政策提言・広域連携課、 広聴広報課、情報公開課、統計課、東京事務所		
4	所管事項	・・・	15
	(1) みえ県民カビジョン・第三次行動計画の推進について	・・・	17
	(2) 人づくり政策の推進について	・・・	21
	(3) 政策提言・広域連携について	・・・	25
	(4) 広聴広報について	・・・	29
	(5) 統計調査について	・・・	31
	(6) 情報公開・個人情報保護について	・・・	33
	(7) 平和啓発等の取組について	・・・	35

令和3年5月24日
戦略企画部

1 組織の概要

戦 略 企 画 部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】	【班等名称】	（電話番号）	《主な所掌事務》
戦 略 企 画 総 務 課 sensomu@pref.mie.lg.jp	企画調整班	2009	○部内の企画調整、議会対応、広聴広報、全庁会議、総合教育会議、人づくり政策、高等教育機関との連携、平和啓発、北朝鮮による拉致問題
	総務班	2009	○部内の組織・人事、予算・決算・経理、危機管理、人権施策
秘 書 課 hisho@pref.mie.lg.jp	秘書班	2014	○知事・副知事の秘書
行 幸 啓 課 gyokokei@pref.mie.lg.jp	行幸啓第1班	2029	○行幸啓等皇室事務
	行幸啓第2班	2029	○行幸啓等皇室事務
企 画 課 kikakuk@pref.mie.lg.jp	企画班	2025	○県政の総合企画、地方創生の推進、みえ県民意識調査、政策研究
	計画班	2025	○みえ県民カビジョンの推進、国土強靱化地域計画の推進
政策提言・広域連携課 kouiki@pref.mie.lg.jp	政策提言・広域連携班	2089	○国等への政策提言・要望、広域的な交流・連携の総合企画・調整、地方分権、特区制度
広 聴 広 報 課 koho@pref.mie.lg.jp	企画・広聴班	2031	○広聴広報の企画調整、広聴広報アクションプランの推進、県ウェブサイト
	広報班	2788	○テレビ・ラジオ・新聞等による広報、広報紙発行
	報道班	2028	○報道機関との連絡調整
	県民の声相談班	2647	○県民からの意見・提案・苦情等対応、eモニター
情 報 公 開 課 koukai@pref.mie.lg.jp	情報公開班	2071	○情報公開、個人情報保護
統 計 課 tokei@pref.mie.lg.jp	人口統計班	2044	○国勢調査、経済センサス基礎調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、人口推計調査
	消費・生活統計班	2051	○労働力調査、家計調査、小売物価統計調査、毎月勤労統計調査、学校基本調査、学校保健統計調査、全国家計構造調査、社会生活基本調査
	農水・商工統計班	2052	○農林業センサス、漁業センサス、工業統計調査、経済センサス活動調査、三重県生産動態統計調査
	分析・情報班	3051	○統計分析、統計情報の提供
東 京 事 務 所 tokyo@pref.mie.lg.jp	政策調整課	03-5212-9065	○国行政機関、各種団体等との連絡調整

2 令和3年度予算の概要

令和3年度 戦略企画部 当初予算

(単位:千円)
上段:(県費)
下段:事業費

所属名	令和2年度 当初予算額 A	令和3年度 当初予算額 B	増減額 B-A	対前年比 B/A	主な事業
戦略企画 総務課	(785,241) 787,561	(804,066) 814,335	(18,825) 26,774	(102.4%) 103.4%	・人件費(特別職人件費を含む) 743,202 ・高等教育機関連携推進事業費 22,756 ・地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業費 23,652 ・人づくり政策推進費 122 ・未来につなぐ平和発信事業費 785
秘書課	(9,039) 9,039	(8,535) 8,535	(△504) △504	(94.4%) 94.4%	・調整諸費 8,253
行幸啓課	(6,260) 6,260	(5,039) 5,039	(△1,221) △1,221	(80.5%) 80.5%	・調整諸費(お成り関連分) 5,039
企画課	(13,498) 15,047	(13,925) 13,925	(427) △1,122	(103.2%) 92.5%	・計画推進諸費 6,708 ・行動計画進行管理事業費 3,964
政策提言・ 広域連携課	(17,436) 17,436	(16,334) 16,334	(△1,102) △1,102	(93.7%) 93.7%	・中部圏・近畿圏連携強化費 2,891 ・広域連携推進費 12,159
広聴広報課	(256,452) 273,501	(254,063) 269,998	(△2,389) △3,503	(99.1%) 98.7%	・広聴広報アクションプラン推進事業費 14,676 ・報道等事業費 8,876 ・県政情報発信事業費 108,805 ・電波広報事業費 59,956 ・広聴体制充実事業費 13,505 ・インターネット情報提供推進事業費 29,242
情報公開課	(3,581) 4,535	(3,692) 4,628	(111) 93	(103.1%) 102.1%	・情報公開・個人情報保護制度運営費 4,628
統計課	(80,729) 1,169,487	(74,180) 429,210	(△6,549) △740,277	(91.9%) 36.7%	・人件費(統計課) 227,888 ・統計情報編集費 822 ・経済センサスー活動調査費 103,782
東京事務所	(24,807) 24,813	(25,621) 25,628	(814) 815	(103.3%) 103.3%	・東京事務所費 25,599
戦略企画部 合計	(1,197,043) 2,307,679	(1,205,455) 1,587,632	(8,412) △720,047	(100.7%) 68.8%	

3 事務事業概要

事 務 事 業 概 要

(戦略企画部、東京事務所)

項 目	概 要
<p>【戦略企画総務課】 課長 藤本 典夫 TEL 059-224-2009</p> <p>1 部内企画及び組織、人事、予算、経理等に関する事について</p> <p>2 県政の総合調整に関する事について</p> <p>3 高等教育機関の充実に関する事について</p> <p>4 平和啓発等に関する事について</p>	<p>部内の企画、調整業務を行うとともに、組織や人事、予算、経理等に関する事を一元的に行う。</p> <p>政策会議・経営会議及び総合教育会議の運営、人づくり政策の推進など県政の総合調整に関する事を行う。</p> <p>県内高等教育機関の魅力向上・充実に向けた取組や、大学生等の奨学金返還支援事業の実施等により、若者の県内定着を促進する。</p> <p>未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会をつくるなど、平和啓発に取り組む。</p>

項 目	概 要
<p>【秘書課】 次長兼課長 川邊 正樹 TEL 059-224-2014</p> <p>1 知事、副知事秘書 事務について</p>	<p>知事、副知事の日程調整を行うとともに、各部局との連絡調整を行う。また、各種式典・行事等への出席に際し随行する。</p>
<p>【行幸啓課】 課長 和田 吉史 TEL 059-224-2029</p> <p>1 行幸啓等皇室事務 について</p>	<p>天皇陛下をはじめとする皇室の行幸啓等に際して、準備を行うとともに、当日の対応などを行う。</p>
<p>【企画課】 課長 西田 正明 TEL 059-224-2025</p> <p>1 県政の総合企画に 関することについて</p> <p>2 「みえ県民カビジ ョン」の進行管理に ついて</p> <p>3 政策研究及び政策 提案について</p>	<p>県政の中長期的課題を研究するとともに、県政の総合企画に関することを行う。また、地方創生の推進に関する総合調整を行う。</p> <p>「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき、春・秋の政策協議を実施するとともに、「三重県経営方針」を策定するなど、「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う。</p> <p>政策創造員会議などを通じて政策研究、政策提案を行うとともに、職員の政策形成・立案能力の向上を図る。また、「みえ県民意識調査」を実施し、県民の幸福実感の継続的な把握などを行う。</p>

項 目	概 要
<p>【政策提言・広域連携課】 課長 森吉 秀男 TEL 059-224-2089</p> <p>1 国等への政策提言・要望について</p> <p>2 県境を越えた広域連携の推進について</p>	<p>国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正に反映を求める事項について、国等に対して政策提言・要望を行う。</p> <p>全国知事会等を通じて、県境を越えて取り組むべき課題の効率的、効果的な解決に向けて、広域に連携した取組を推進する。</p>
<p>【広聴広報課】 課長 森川 晴成 TEL 059-224-2031</p> <p>1 広報活動について</p> <p>2 広聴活動について</p>	<p>テレビ、ラジオ、県広報紙やインターネット等を活用した効果的な広報活動を行うとともに、マスメディアを活用したパブリシティ活動による情報発信を行う。</p> <p>また、地域の魅力を国内外に効果的にアピールして、本県の知名度・認知度の向上とイメージアップを図る。</p> <p>県民の声相談やみえ出前トーク、e-モニターの実施等により、県政に係る広聴活動を行う。</p>
<p>県民の声相談監 今井 貴雄 TEL 059-224-2647</p> <p>1 県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関することについて</p>	<p>県民からの意見・提案、苦情、要望等に対応するとともに、これらに関する総合調整を行う。</p>

項 目	概 要
<p>【情報公開課】 課長 山口 太一 TEL 059-224-2071</p> <p>1 情報公開に関する ことについて</p> <p>2 個人情報の保護対 策に関することにつ いて</p>	<p>情報公開制度を適正に運用することにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政の推進を図る。</p> <p>個人情報保護条例の適正な運用を図ることにより、個人の権利利益を保護し、県民に信頼される公正な県政を推進する。</p>
<p>【統計課】 課長 加納 明生 TEL 059-224-2044</p> <p>1 統計調査事務につ いて</p> <p>2 統計情報の分析と 提供について</p>	<p>経済センサス-活動調査、社会生活基本調査、人口推計調査などの統計調査を実施し、行政活動や経済活動に活用される基礎データの把握を的確に行う。</p> <p>県民経済計算など統計結果の分析を行うとともに、ホームページ（みえ Data Box）や刊行物による県民にわかりやすい統計情報の提供を行う。</p>
<p>【東京事務所】 所長 清水 英彦 TEL 03-5212-9065</p> <p>1 国会議員・国省庁 等との連絡調整・情 報収集及び情報の発 信について</p>	<p>国会議員・国省庁、各種団体等との連絡調整・情報収集等を行うとともに、首都圏において三重県の情報を発信する。</p>

4 所 管 事 項

(1) みえ県民カビジョン・第三次行動計画の推進について

1 概要

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（以下『第三次行動計画』という。）」は、「みえ県民カビジョン」の基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けた、令和2年度から5年度までの4年間の戦略計画です。

【第三次行動計画の特徴】

- ①「みえ県民カビジョン」の基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の社会像を、改めて「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」として捉えました。
- ②県を取り巻く複雑かつ多岐にわたる課題を解決するため、これまでの「協創」の視点に加え、「Society 5.0」および「SDGs」の視点を取り入れ、施策を展開していきます。
- ③人口減少に歯止めをかけ、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現するため、多岐にわたる分野の取組を有機的かつ効果的に結びつけ、相乗効果を図れるよう、「第三次行動計画」と第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下『第2期総合戦略』という。）」を一体化し、施策を総動員し、取り組んでいきます。

計画の推進にあたっては、令和5年度末の目標達成に向けて、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による進行管理を的確に行っていきます。

※ みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）とは

「みえ県民カビジョン」および「第三次行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、翌年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

2 進行管理の主な取組

(1) 政策協議

「スマートサイクル」において、施策の評価を確実に取組の改善につなげるための仕組みとして、春と秋の年2回、政策協議を実施します。

「春の政策協議」では、「第三次行動計画」に掲げる施策の目標達成に向けて取り組む上で知事等に確認しておくべき課題や部局長等のミッションについて、個別に議論する個別協議、また前年度の評価および当該年度を取組方向等について、知事等と全部局長が一堂に会して確認・決定する全体協議を行います。その結果をふまえて、前年度の評価や当該年度を取組方向、数値目標等を「成果レポート」として取りまとめ、公表します。

「秋の政策協議」は、知事等と部局長等が翌年度に向けた取組やその方向性について協議し、翌年度の「三重県経営方針」の策定や重点取組の選定、当初予算編成につなげていきます。

(2) 三重県経営方針

「三重県経営方針」は、県政を推進するにあたっての基本となる単年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進する「スマートサイクル」において起点となるPlan（計画）に位置づけています。

「第三次行動計画」では、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、毎年度の「三重県経営方針」において、当該年度の「重点取組」を設定して取り組むこととしており、例えば新型コロナウイルス感染症対策など、緊急かつ機動的な対策が必要な課題に対しては、当方針にしっかりと位置づけを行い、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、時機を逸することなく最大限の成果を得ることをめざすこととしています。

(3) みえ県民意識調査

県民の皆さんの「幸福実感」を把握し県政運営に活用するため、一万人の方を対象に「みえ県民意識調査」を毎年度実施し、日ごろ感じている幸福感、地域や社会の状況についての実感などをお聞きしています。

調査結果を公表するとともに、分析を行い、翌年度の「三重県経営方針」の策定、政策議論、当初予算議論の際の参考資料として活用しています。

11回目となる本年度の調査については、第10回調査結果の分析等をふまえ、年内に調査項目を整理し、令和4年1月頃実施する予定です。

(4) 三重県経営戦略会議

「三重県経営戦略会議」は、県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々と知事が意見交換を行い、大局的な観点から助言をいただくことを目的としています。

本年度は、年3回開催し、「令和4年度三重県経営方針」の策定に向けて示唆をいただくとともに、県政の中長期的な課題等について議論いただく予定です。

(5) 地方創生およびSDGsの推進

① 第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020~2023)

本県では、平成27年度から令和元年度までの5年間の目標や基本的な取組方向を示す「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組んできました。令和2年度からスタートした「第2期総合戦略」は、「第三次行動計画」との一体化を図り、地域を支える人材を確保するという「量」的な視点だけでなく、それぞれの地域が持つ独自性を生かし、魅力ある地域を作り上げ、そこに暮らす一人ひとりの希望を叶えるという「質」的な視点にも注目しつつ、施策を総動員し、オール三重で新たなステージとなる第2期の取組を進めています。

「第2期総合戦略」では「活力ある働く場づくり」「未来を拓くひとづくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の4つの対策により、地方創生の取組を強力に推進していきます。

取組の検証結果については、毎年度公表します。

② 三重県地方創生会議

「三重県地方創生会議」は有識者等で構成し、まち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取することを目的としています。

本年度も本会議と検証部会を開催し、取組の進捗状況の把握と効果の検証を行い、改善につなげるなど、的確な進行管理を行います。

③ SDGsの推進体制等

「第三次行動計画」および「第2期総合戦略」の推進にあたり、SDGsの視点を新たに盛り込んだことをふまえ、庁内に「三重県地方創生・SDGs推進本部」を設置し、各部局のSDGs推進に向けた取組や協創による推進等について情報共有を図ります。

また、「三重県地方創生会議」のもとに新たに「SDGs部会」を設け、県のSDGsの取組の進捗管理を行います。

さらに、県内でSDGsに取り組む企業・団体等を拡大し、取組内容の充実を図るため、「SDGs登録制度」を構築します。企業・団体等にとって取り組みやすく、効果的なものとなるよう、SDGs部会の有識者の意見を参考として登録基準などの検討を進めます。

加えて、「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」を通じて、企業や地域の団体、行政など多様な主体と連携し、SDGsに資する取組の活性化を図るとともに、県民や市町等を対象として、SDGsの考え方や県の取組について普及啓発を行います。

3 主な年間スケジュール

令和3年4月	「令和3年度三重県経営方針」の公表
4月	「春の政策協議」の実施
6月	「令和3年版成果レポート(案)」の公表
9月	「秋の政策協議」の実施
10月	「令和4年度三重県経営方針(案)」の公表
令和4年2月	「令和4年度三重県経営方針(最終案)」の公表

(2) 人づくり政策の推進について

1 概要

各部局の人づくりにかかる施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進する「人づくり政策の総合調整」機能を担っています。

2 三重県教育施策大綱

教育施策大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）」に基づき、地方公共団体の長が定めることとされています。

本県では、令和2年度から5年度までの4年間を計画期間とする「三重県教育施策大綱」を策定し、幼児期から成年期までの生涯を通じた教育施策を推進していくこととしています。

また、これらの取組については、毎年度、教育施策ごとの進捗状況を取りまとめ、総合教育会議で意見交換を行い、政策全体を検証しています。

3 総合教育会議

知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むことを目的に、地教行法に基づき、総合教育会議を開催しています。

会議では、教育関係の重要課題の中で、「学力向上」「体力向上」など毎年継続的に議論する必要がある定点テーマと、「いじめ対策」「教育におけるDX」など時宜に応じた特に議論しておく必要がある重点テーマについて協議することとし、本年度は5回開催する予定です。

4 県内高等教育機関の充実

三重県で学び、働き、住み活躍する若者が増えるよう、学びの選択肢の拡大に向けた取組や県内高等教育機関の魅力向上に向けた取組等を進めています。

(1) 県立大学設置の是非の検討

県内で学び、成長したいという若者の希望を実現できるよう、学びの選択肢の拡大に向け、県立大学設置の是非について検討します。

① 学びの需要調査

県内の生徒およびその保護者の学びに関する希望等を的確に把握するため、調査を行います。

○対象：県立学校および私立高校（特別支援学校を含む）の生徒（卒業年次の前年にあたる生徒）およびその保護者

○実施期間：6月～7月中旬

○調査項目：
・進学希望先、進学先を決める際に重視するもの 等
・県内に公立大学が新設された場合の進学希望やその理由 等

②有識者会議の設置

県立大学の設置の是非を検討するにあたり、専門的な見地から意見をお聴きするため、「県立大学の設置の是非を検討するための有識者会議（仮称）」を設置します。

○委員：

分野	氏名	所属
大学事情に精通している有識者	宇野 健司	株式会社大和総研 調査本部副本部長
	倉部 史記	高大共創コーディネーター NPO 法人 NEW VERY 理事
	吉田 文	早稲田大学 教育学部教授
地方創生に精通している有識者	西村 訓弘	三重大学 特命副学長（戦略企画担当）
県内経済界	中村 佳子	株式会社丸中商店 代表取締役社長
県内中等教育関係者	長谷川 敦子	津西高等学校 校長

○開催回数：4回（6月、8月、10月、12月）（予定）

③各界・各層の意見の聴取

県立大学の設置に関して、直接・間接的に影響を受ける県民、企業、市町、県内高等教育機関等の意見を幅広くお聴きします。

(2) 高等教育機関若者定着促進事業費補助金

若者の県内定着を一層促進するため、県内高等教育機関が新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化に対応して行う、県内からの入学者や県内への就職者を増加させる取組に対し、財政的に支援します。

○対象：県内に所在する大学、短期大学、高等専門学校

○申請対象事業：新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化に対応した新規性を有した事業であり、次の①と②のいずれか、またはいずれにも該当する事業

①県内からの入学者を増加させる取組

②県内に就職する卒業生を増加させる取組

○補助率：1/2以内

○補助上限額：5,000千円/件・年

(3) 高等教育コンソーシアムみえ

県内高等教育機関相互並びに県内高等教育機関と地域との連携を促進することで、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、人口減少の抑制および地域の活性化を実現するため、県内の高等教育機関（7大学、4短期大学、3高等専門学校）と県で組織する「高等教育コンソーシアムみえ」を設置しています。

「高等教育コンソーシアムみえ」では、三重の魅力を知り、地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍する人材「三重創生ファンタジスタ」を養成しています。三重創生ファンタジスタ資格取得者の県内就職率は、その高等教育機関全体の県内就職率よりも高く、県内定着につながっていると考えられます。

令和3年度からは、資格取得分野を従来の「食と観光」「次世代産業」「医療・健康・福祉」の3分野に加え、「文化・社会・公共」「教育」の2つの分野を創設し、より多くの学生が三重創生ファンタジスタ資格を取得できるようにしました。

また、三重への愛着・誇りを持っていただくきっかけとなるよう開発した「三重を知る」共同授業や、他の高等教育機関の特色ある授業科目を受講できる単位互換制度の取組などにより、県内高等教育機関の魅力向上に取り組んでいます。

(4) 奨学金返還支援制度

若者の県内定着を促進するため、平成28年度から「過疎地域などの指定地域への居住」を条件として、大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成しています。

令和2年度に「県内での居住かつ県内産業への就業等」を満たす場合も対象にするとともに、既卒者（「大学等卒業後3年以内」かつ「UIターン」）も対象に加え、募集人員を40名に倍増するなど、制度の充実を図りました。

これまでの5年間で認定した支援対象者は86名となっており、本年度も若者の県内定着を一層促進するとともに、進学で県外に出た学生などが再び県内に戻り定着する流れをつくるため、県内外の学生に対して幅広く周知を行い、制度の活用を促します。

(5) 分野の枠組みを越えた産学官連携の推進

若者の県内定着につながるよう、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上等、県内高等教育機関相互や産学官ネットワークを活用して分野の枠組みを越えて連携した取組を推進するとともに、東京大学地域未来社会連携研究機構三重サテライト拠点との連携を促進し、地域課題への対応および人材育成等の取組を進めています。

(3) 政策提言・広域連携について

1 概要

本県の政策実現を図るため、国に対して、本県の実情に即した制度等の創設・改正、政府予算や税制改正に係る本県独自の提言・要望活動を実施しています。

また、県域を越えて取り組むべき広域的な課題に関し、調査・研究や提言・提案、連携事業等の実施について、首長等が協議する場を設けることによって、各部局の施策推進上必要な他の自治体等と連携した取組を進めています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度から、感染症拡大防止や地域経済の維持・再生に向け、国・都道府県・市町との連携を一層強化し、取組を進めています。

(1) 本県独自の取組

本県の政策を推進するうえで必要な国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正への反映を求めるため、国の概算要求や税制改正の検討を開始する時期（5月頃）及び政府予算案編成時（11月頃）の2回、提言・要望活動を実施しています。

加えて、令和2年度からは、感染症に係る医療提供体制の確保や事業の継続、雇用の維持等、喫緊の課題に係る緊急要望を必要に応じて実施しています。

(2) 全国における取組

各都道府県間の連携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的に、47都道府県知事で「全国知事会」を組織し、地方自治の推進に必要な施策の調整・立案や国への提言活動を行っています。

なお、令和元年9月から鈴木知事は地方創生対策本部本部長を務め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、地方創生の観点から感染症対策に係るさまざまな提言を行うとともに、令和3年3月には、感染症対策本部分析担当副チームリーダーに就任し、ワクチン接種に係る調査・提言を行いました。さらに、令和2年10月には、デジタル社会推進本部副本部長に就任し、デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた提言を本部長（山口県知事）との連携により行う等、先導的に取り組んでいます。

(3) 中部圏における取組

中部圏の九県一市の知事・市長で「中部圏知事会」を組織し、共通する課題の連携方策を協議するとともに、国に対する提言活動を行っています。

また、東海三県二市の知事・市長で「東海三県二市連絡協議会」を組織し、共通する課題の解決に向けた取組を進めています。加えて、人・物の交流が盛んな本県及び愛知県、岐阜県の3県による時宜に適った感染症対策を進めるため、「新型コロナウイルス感染症に係る3県知事会議」を開催しています。

さらに、伊勢湾の再生や保全に向け、国等関係機関との連携組織である「伊勢湾再生推進会議」に参画するとともに、東海三県一市で構成する「伊勢湾総合対策協議会」内に「海岸漂着物対策検討会」を設置し、関係部局が主体となって、流木や生活ごみの海岸漂着物対策に関する普及・啓発活動や発生抑制に取り組んでいます。

(4) 近畿圏における取組

近畿二府八県の知事で「近畿ブロック知事会」を組織し、広域的な行政需要に的確に応じるために必要な施策の調査・立案や国に対する提言活動を行っています。

また、紀伊半島地域の振興と活性化を図るため、奈良及び和歌山の両県知事と本県知事で「紀伊半島振興対策協議会」を組織し、半島地域における広域的課題について協議を行い、連携事業に取り組んでいます。

(5) 日本創生のための将来世代応援知事同盟

地方への新しい人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変え、人口減少社会に立ち向かうトップランナーをめざす知事が、地方創生のため行動することをコンセプトに、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」を組織し、若い世代を支援するための施策等に関する意見交換や事業を行っています。

※参加 18 県… 三重県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県^{※1}
(※1 R3.4.1 加入)

[千葉県が今年度中に加入予定：4/20 投票により了承済み]

(6) 二県知事懇談会

多様化する政策課題の解決につなげるため、平成 24 年度から共通課題を有する県の知事と懇談会を開催しています。(現在は、宮城県、岐阜県、広島県と継続して開催)

2 今後の県の取組方針

今後も引き続き、県域を越える広域的な課題の解決に向け、他の自治体等との連携を強化するとともに、本県の実情に即した制度等の創設・改正、政府予算や税制改正に係る本県独自の提言・要望活動を実施する等、本県の政策実現に向けて効果的な取組を進めていきます。

【参考】令和2年度の知事会議等の開催結果

知事会議等の名称		開催日等	主な内容
全国知事会議 47都道府県		R2. 6. 4 WEB 会議	・「コロナを乗り越える日本再生宣言」決議 ・国への提案・要望について協議
		R2. 11. 5 WEB 会議	・「令和3年度税財政等に関する提案」「感染症との複合災害における避難対策強化に向けた提言」「将来世代を応援するための緊急提言」等について協議 ・「活力ある地方の実現に向けた提言」決議 ・国への提案・要望について協議
中部圏知事会議（9県1市） 三重、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、名古屋市		R2. 5. 18 WEB 会議	・国への提言について協議 ・「新型コロナウイルス感染症克服に向けた中部圏知事会共同メッセージ」合意
		R2. 10. 20 WEB 会議	・国への提言について協議
東海三県二市知事市長会議 （3県2市） 三重、岐阜、愛知、名古屋市、浜松市		R2. 8. 31 WEB 会議	・「新型コロナウイルス感染症対策」「新しい生活様式をふまえた経済活性化」「DXの推進による東海地域の活性化」について協議、連携した取組検討に係る合意
新型コロナウイルス感染症に係る 3県知事会議 三重、岐阜、愛知		R2. 4. 6, 28、 5. 16, 31、8. 7、 11. 12、12. 15、 R3. 1. 12、3. 3 全て WEB 会議	・生活圏・経済圏を一にする3県による新型コロナウイルス感染症対策に係る時宜を得たメッセージの発出
近畿ブロック知事会議（2府8県） 三重、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、鳥取		R2. 5. 28 WEB 会議	・「新型コロナウイルス感染症対策」について意見交換 ・国への提言について協議
		R2. 10. 29 京都府京都市	・「東京一極集中の是正のための地域の魅力づくり」をテーマに意見交換 ・国への提案・要望について協議
紀伊半島知事会議（3県） 三重、奈良、和歌山		R2. 7. 9 WEB 会議	・新型コロナウイルス対策、観光振興、地方創生、大規模災害対策について協議、国への要望等連携した取組に係る合意
日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット（17県） 三重、岩手、宮城、福島、茨城、山梨、長野、福井、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、高知、宮崎		—	中止
二県知事懇談会	岐阜県	—	中止（隔年開催）
	広島県	—	中止（毎年開催）
	宮城県	—	隔年開催のため、開催なし

(4) 広聴広報について

1 概要

三重県広聴広報基本方針及び三重県広聴広報アクションプラン（令和2年3月改訂版）に基づき、政策形成につながる広聴活動、戦略的・計画的な広報活動、職員・組織の広聴広報力の向上に取り組んでいます。

2 本年度の取組内容

(1) 政策形成につながる広聴活動の実施

「県民の声」相談事業について、県民の皆さんから寄せられた意見や提案に対して、丁寧に対応し、県政に係るものについては、担当部局において取組が進められるよう働きかけていきます。また、「みえ出前トーク」、「e-モニター」を活用した広聴活動を行います。

(2) 戦略的なプロモーションの推進

「拡散性の高い情報コンテンツづくり」の視点で、県プロモーションサイト「つづきは三重で」での情報発信を行うとともに、首都圏等におけるマスメディアを活用した県の魅力発信、若者への訴求力の高いウェブメディアでの情報発信を強化することで、県の認知度向上や三重県ファンを増やすためのプロモーション活動を展開していきます。

(3) メディアミックスによる広聴広報の充実

新型コロナウイルス感染症の緊急情報や災害時の危機管理・救急医療情報など、県民の皆さんに必要な情報を的確に届けるとともに、より県情報を身近に感じていただけるよう、「伝える」から「伝わる」、「届ける」から「つながる」広聴広報の観点で、県広報紙や県ホームページ、フリーペーパー、テレビ、SNS等の多様な広報媒体を活用した情報発信、パブリシティ活動に取り組めます。

(4) 「質」の高い情報発信に向けた体制づくり

広聴広報会議等で各種広聴広報ツールの周知や部局間の情報の共有を図るとともに、パブリシティ活動の質の向上に向けて職員研修を実施することで情報発信力や広聴機能の強化を行い、全庁が一体となった戦略的・計画的な広聴広報活動を展開していきます。

(5) 統計調査について

1 本年度に実施する統計調査

(1) 国からの主な受託調査

① 毎月調査

(総務省) 労働力調査、小売物価統計調査、家計調査
(厚生労働省) 毎月勤労統計調査

② 毎年調査

(文部科学省) 学校基本調査、学校保健統計調査

③ 5年周期調査

(総務省・経済産業省)

・令和3年経済センサス-活動調査

全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施する基幹統計調査です。県内約87,000事業所が対象となります。

(総務省)

・令和3年社会生活基本調査

国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間などを明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する基幹統計調査です。県内1,704世帯が対象となります。

(2) 県単独調査

毎月調査

三重県生産動態統計調査、人口推計調査

2 統計情報の提供と分析

県民の皆さんに各種統計調査結果などの情報を利活用いただけるよう、県ホームページ「みえDataBox」への掲載や統計書、県勢要覧などの刊行図書を通じて、統計情報の提供を行います。

また、マクロ経済分析として、県景気動向指数や県内経済情勢、県民経済計算、市町民経済計算、産業連関表、鉱工業指数を作成し公表します。

さらに、「三重県民手帳」の発行や統計グラフコンクールの実施等を通じて、統計の普及や調査への協力を促進します。

3 課題

統計調査を取り巻く環境は、個人情報保護意識の高まりや単身・共働き世帯の増加等に伴う調査訪問時不在世帯の増加などにより、年々調査票の取集等が厳しい状況になっています。

そうした中、調査員の確保と資質の向上を図るとともに、統計調査結果などの統計情報を利活用していただけるよう普及啓発に取り組む必要があります。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、例えば、対面による調査が制限されるなど、経済センサス-活動調査等への影響が懸念されているところです。

4 今後の対応

国や市町と緊密に連携し、県民の皆さんへの調査実施の周知を行うとともに、調査員の確保等に努めつつ、正確な統計調査の実施に取り組んでいきます。

また、県民の皆さんが統計を身近に感じることで統計調査への協力と統計情報の利活用が進むよう、統計の普及啓発を行うとともに、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行っていきます。

新型コロナウイルス感染症に関する経済センサス-活動調査等への対応については、総務省等と連携して感染拡大防止に留意しつつ、例えば、オンライン回答の更なる利用を働きかけるなど、調査の実施が円滑に進むよう取り組んでいきます。

(6) 情報公開・個人情報保護について

1 情報公開制度について

(1) 概要

本県の情報公開制度は、昭和 63 年 6 月に三重県情報公開条例を施行し、平成 11 年に条例の目的に県民の知る権利等を明記するとともに、請求者の範囲を拡大する等の全面改正を行い、県民等に幅広く利用されてきました。

しかしながら、情報公開制度が浸透していく中で、大量請求や開示請求者が請求した公文書を閲覧しないなど制度運営上の大きな課題が生じたため、権利濫用禁止の規定の創設、開示を受けない者へのみなし規定の整備などの条例改正を平成 20 年に行いました。

これまで、職員研修の実施、規則等諸規程の見直し、手引書の作成・改訂などを行い、各部局等と連携を図りながら、円滑な制度運用に取り組んできた結果、条例の目的からかけ離れた過剰な請求や、開示決定等を受けたにもかかわらず正当な理由なく開示を受けないなどの対応困難な事例は減少しています。

(2) 今後の取組方向

引き続き、職員研修等を通じて、条例の趣旨の徹底、規則等諸規程に基づく適正な事務執行を図り、情報公開制度の的確な運用に努めていきます。

(3) 運用状況

請求内容の主なものは、公共事業にかかる金額入り設計書、建築計画概要書、法人の決算関係書類、教員採用試験問題等です。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開示請求件数	8,710	7,814	8,102	7,496	7,287
対前年増加率	△3.6%	△10.3%	3.7%	△7.5%	△2.8%
情報公開・個人情報保護審査会 処理件数*	13	16	7	5	9
うち認容	1	3	0	0	0
うち一部認容	6	6	3	2	8
うち棄却	6	7	4	3	1
うち却下	0	0	0	0	0

* 公文書の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会（平成 29 年 5 月までは情報公開審査会）に諮問し、調査・審議のうえ答申を行います。

2 個人情報保護制度について

(1) 概要

個人情報保護制度は、主に民間事業者が対象の「個人情報保護法」と、国の行政機関が対象の「行政機関個人情報保護法」や各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」等から成り立っています。

県においては、平成14年度から「三重県個人情報保護条例」を施行し、個人情報取扱のルールを定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することとしています。

個人情報保護制度の的確な運用のため、県や市町等の職員向けに、個人情報保護制度の研修会の開催や助言等を行っています。

(2) 今後の取組方向

県においては、個人情報の記載された文書の紛失、データの誤提供等の個人情報の漏えい事案が発生していることから、引き続き、職員研修等を通じて、個人情報保護制度の周知や危機管理意識の更なる醸成を図り、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止に努めていきます。

なお、個人情報保護法改正案を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和3年5月12日に可決され、地方公共団体の個人情報保護制度について、公布後2年以内に全国的な共通ルールでの運用となることから、今後発出される国のガイドラインに沿って必要な措置を講じていきます。

(3) 運用状況

請求内容の主なものは、運転免許試験や高校入試等の試験結果に関するものです。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開示請求件数	17,865	16,718	17,293	16,762	16,010
対前年増加率	△10.5%	△6.4%	3.4%	△3.1%	△4.5%
うち試験結果	17,414	16,341	16,907	16,337	15,634
うち試験結果以外	451	377	386	425	376
情報公開・個人情報保護審査会 処理件数*	1	6	1	1	4
うち認容	1	0	0	0	0
うち一部認容	0	0	0	1	1
うち棄却	0	6	0	0	3
うち却下	0	0	1	0	0

* 保有個人情報の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会（平成29年5月までは個人情報保護審査会）に諮問し、調査・審議のうえ答申を行います。

(7) 平和啓発等の取組について

1 平和啓発の取組

(1) 概要

県内でも戦後生まれの人の割合が8割を超えていることから、悲惨な戦争の記憶が風化しないよう、関係部局と連携し、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会づくりに取り組んでいます。

(2) 本年度の取組

平和への想いを次世代につなぐため、引き続き、「広島との連携」及び「県内戦争体験の伝承」をコンセプトにしながら、平和について考え、行動していただくきっかけとなる取組を進めていきます。

なお、取組にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、オンラインでの開催なども検討していきます。

①平和に関する企画展の開催

8月上旬に県総合博物館(MieMu)において、広島平和記念資料館から借用した被爆関係資料や県内にある戦争関係資料の実物を展示します。

また、広島県の高中生及び県内の若い世代が日頃行っている平和に関する取組を発表するとともに、意見交換できる交流の機会を設けます。

②「ひろしまジュニア国際フォーラム」への県代表者の派遣

平成30年度から広島県が主催している「ひろしまジュニア国際フォーラム」に県代表者(県内高校生)を派遣しています。本年度も、広島県及び関係者と連携し、県内高校生を派遣できるよう調整していきます。

※ひろしまジュニア国際フォーラム

国内外の外国人高校生及び広島県内の留学生、日本人高校生等が、ともに国際平和について考え意見交換することで、相互理解を深め、「核兵器のない平和な世界」の実現に向けたメッセージを広く世界に発信することを目的に、広島県が平成28年度から開催しています。

③平和啓発資料(パネル・CD・DVD)の貸出等

県で作成した平和啓発資料(戦争遺跡等の紹介パネル、戦争体験談を記録したCD、戦争体験者インタビューDVD)を市町や小、中、高等学校等に貸し出し、市町の平和啓発事業や学校の平和学習等での活用を図ります。

2 北朝鮮による拉致問題の解決に向けた取組

(1) 概要

拉致問題は、政府の責任において解決すべき重要課題ですが、その取組には国内外の世論の高まりが必要です。このため、拉致問題の解決に向けて、多くの県民の皆さんに関心と認識を深めていただけるよう、県としても様々な手法により啓発に取り組んでいます。

(2) 本年度の取組

多くの県民の皆さんに北朝鮮による拉致問題についての関心と認識を深めていただけるよう、政府（内閣官房拉致問題対策本部）との共催事業を実施します。また、引き続き、パネルや写真の展示、ラジオ等による啓発、ホームページでの情報発信等に取り組みます。

①「拉致問題を考える国民の集い in みえ（仮称）」の開催

北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を念頭に12月上旬に、政府（内閣官房拉致問題対策本部）と共催し、拉致被害者ご家族等による講演や啓発動画の上映などを行います。

なお、開催にあたっては、より多くの方に視聴していただけるよう、オンラインを活用していくことも検討していきます。

②パネル展・写真展の開催、各種媒体を活用した啓発

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に、三重県人権センターで北朝鮮拉致問題に関するパネルおよび拉致被害者とそのご家族の写真を展示します。

また、様々な広報媒体を活用して拉致問題に関する啓発を行っていきます。